

大和市告示第 2 2 号

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日

大和市長 古谷田 力

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱の一部を改正する
要綱

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱（平成 2 1 年大和市告示第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1, 0 0 0 円」を「5 0 0 円」に改める。

第 5 条第 1 項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則」に改める。

第 1 1 条中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項及び第 1 1 条の改正規定は、公表の日から施行する。